

アニマート 音楽用語「元気に」「いきいきと」

Animato

健 保 情 報 誌

2013

新春

No.207

旭化成健康保険組合

旭化成健康保険組合は、従業員と家族の“健康・笑顔・幸せ”づくりを応援します。

新年のごあいさつ

2013

保険証が
変わります

健保インフォメーション

医療費・保険給付費の
お知らせは、なぜ
3ヶ月遅れなの？

「健保キャラクター」

ASAPPYKEN

ASAPPYKEN

ASAHI
HAPPY
KENPO

医療費が
少しずつ
伸びていきます

インフルエンザ
予防接種補助
申請受付中

ご家庭へ本誌をお持ち帰りください



理事長
田中英樹

2013年が皆様にとって
良い年になることを
お祈りいたします。



あけましておめでとうございます。日頃より健康保険組合の活動にご理解、ご協力を頂いていますことに改めて感謝を申し上げます。

さて、全国健康保険組合を取り巻く状況は依然厳しく、2011年度は全体で約3500億円の赤字を計上、約8割の組合が赤字収支となり高齢者医療制度創設以降4年間の累積赤字は1兆6千億円を超えました。今年度は約4割の組合が保険料率の引上げを行っています。健保組合の収支に大きく影響する高齢者医療制度の改革は、「社会保障と税の一体改革」法案は成立したものの、当初予定の2013年度からかなり遅れることが想定されます。

当組合では昨年4月に保険料率を引上げさせて頂き、前年度13億5千万円強の赤字から2012年度は約4億円の黒字の見込みです。しかし、高齢者医療にかかる拠出金は今後も増加する見通しのため、保健事業等の支出については引続き見直しを行い、より効果のある施策に充てていく必要があります。特定健診・特定保健指導においては皆様のご協力により後期高齢者支援金の加算対象から除外される見通しですが2013年度からの第2期ではより実態にあった形で進めてまいります。

4月には再雇用にかかる制度も一部、改定されます。60歳以降もいきいきと働き続けるための「こころとからだの健康」の維持・増進はひとり一人が今から取組んでいくことが大切です。年の初めにあたり、喫煙や飲酒等の生活習慣の見直しや、よりメリハリのついた働き方への転換などご自身でも考えてみられてはいかがでしょうか。当組合では、会社の産業保健スタッフの方々との連携を強め皆様の健康づくりのお手伝いをしていきたいと考えています。ご理解とご協力のほど、今年もよろしくお祈りいたします。



医療費・保険給付費のお知らせは、なぜ3ヶ月遅れなの？

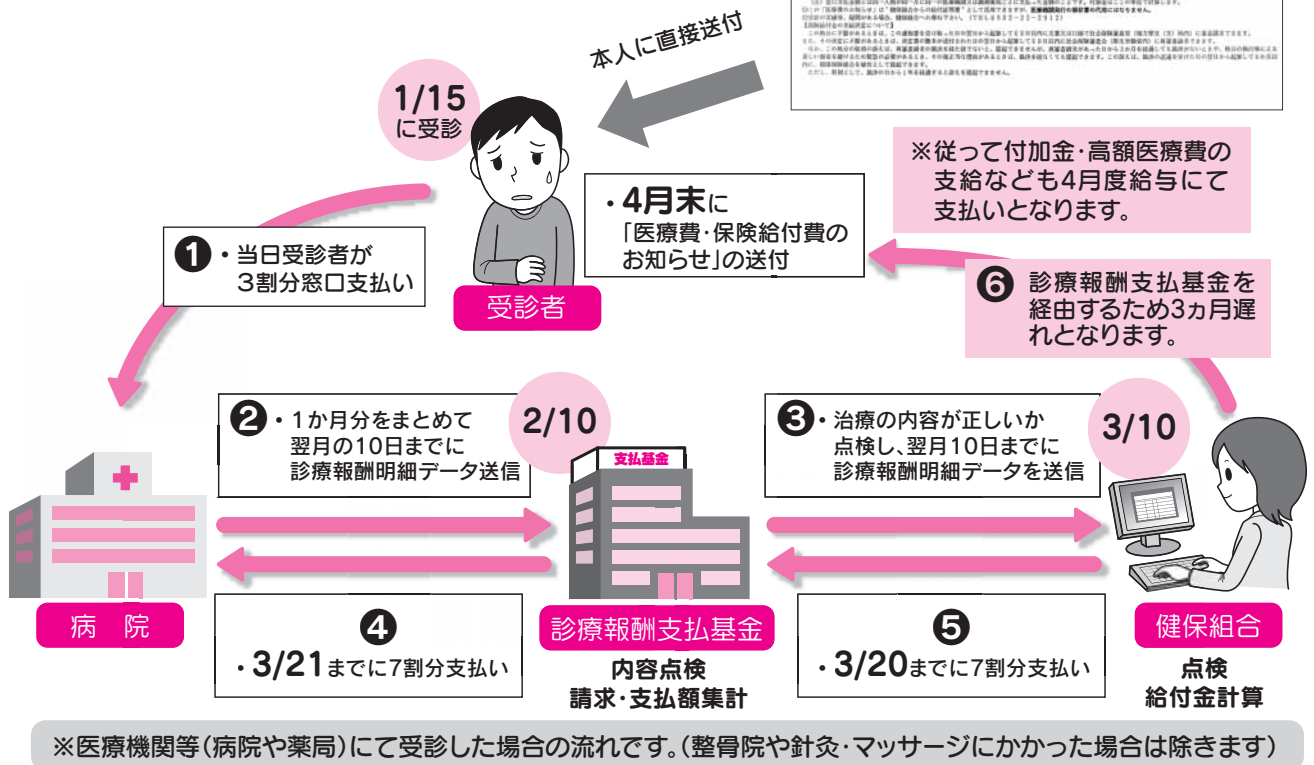
皆さんが病気になり病院等にかかった場合、窓口ではかかった医療費の3割(小学校入学前であれば2割)を支払うことになります。

受診したあと3ヵ月後に健康保険組合から「医療費・保険給付費のお知らせ」をお配りし、付加金や高額療養費の支給がある方は給与にてお支払いしています。(任意継続の方は、申請時に記載した銀行口座へ直接お支払いしています。)

例)被保険者Aさんの場合
Aさんは具合が悪くなり、1/15に受診しました。

医療費のお知らせのサンプル

診療を受けた日	診療種別	診療時間	診療料	保険給付額	自己負担額	支払基金	合計
01/15	○内科	24/1	18370	12859	5511		5511
01/15	○調剤	24/1	19190	11270	4820		4820
01/15	○調剤	24/1	19190	11270	4820		4820
合計			36940	25858	11082		



2013年度

旭化成健康保険組合からのお知らせ

「保健事業の見直し(案)」

1. 家族健診補助対象項目の拡大について

2013年健診(4/1~3/31)より、従来のように補助対象項目を限定せず、「健康診断(全額自費)全て」に適用します。当年年度内に申請した方に下記上限の実費相当額(健診合計額)を補助します。

〈1年間の補助上限額〉	
健保扶養家族	15,000円
任意継続本人	39歳以下 15,000円
	40歳以上 22,000円

2. 医療費通知の発行頻度の変更について

社員対象には毎月発行より隔月化とします。任意継続者には現行通りです。

「制度の見直し(案)」

1. 家族扶養認定基準について

2013年度より収入認定要件として、月額収入認定要件をなくし、「年間130万円以下(60歳以上または障がい年金受給者は180万円)」のみを要件とします。

2. 保険証再発行料について

再発行料は実費徴収という考えにより、再発行料を500円/件から500円/枚にします。
例) 家族4人が保険証をなくした場合
現行 (4人×4枚) 500円
2013年度から (4人×4枚) 2,000円

※2013年3月の組合会にて最終決定いたします。詳細はアニマート4月号に掲載します。

保険証が変わります。

(平成25年1月1日以降の交付、再交付分より)

1月中に加入者の皆様のもとに、新保険証をお届けします。

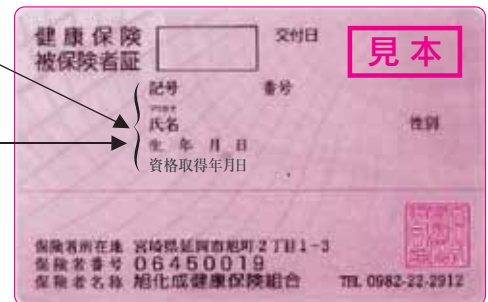
注1:新保険証は1月1日から有効(使用できます)。

注2:任意継続被保険者の方は平成25年1月1日以降の資格取得及び再交付分より新保険証に更新します。

従って、今回の一齐更新による新保険証の配布はありません。

確認項目	記載内容
共通	交付日 平成25年1月1日
	保険者所在地 宮崎県延岡市旭町2丁目1番地3
	保険者番号 06450019
	保険者名称 旭化成健康保険組合
本人(被保険者)	記号、番号、氏名*(フリガナ)、性別、生年月日、 資格取得年月日
家族(被扶養者)	記号、番号、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、 認定年月日、被保険者氏名

新保険証を受け取ったら、
まず記載内容に誤りがないかどうかを
必ずご確認ください。



* 氏名:JIS基準にない文字はJIS基準で表示しています。
(保険証の効力には影響ありません。)

* 氏名の記載内容に変更等がありましたら、
「記載内容変更届け」を当健保まで提出してください。

* 旧保険証を紛失・盗難等で返却できない方は、「健康保険被保険者証返却不能届」を提出してください。
尚、後日、旧保険証が出てきた場合は、旧保険証を当健保へ必ず返納してください。

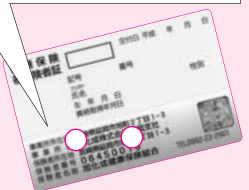
新保険証が届いたら受領書と旧保険証とを一緒にセットにして、
2月28日(木)までに返納ください。

【お願い】
旧保険証の返納の際、旧保険証を失効させる為にパンチ穴を入れてください。

新保険証は表と裏の
記載事項が変わりました。

(表面)

健康保険法施行規則の一部改正に伴い、当組合が発行する健康保険被保険者証の様式を、下記のとおり一部変更いたします。



(表面)

旧保険証

健康保険被保険者証	本人(被保険者)	交付日 平成25年1月1日
記号	20	番号 6280625
氏名	ケノボ 知久	性別 男
生年月日	健保 太郎	昭和40年12月29日
資格取得年月日		昭和63年12月12日
事業所所在地	宮崎県延岡市旭町2丁目1番地3	合 備 旭 之 保 化 印 組 成
事業所名称	旭化成株式会社	
保険者所在地	宮崎県延岡市旭町2丁目1-3	
保険者番号	06450019	
保険者名称	旭化成健康保険組合	TEL 0982-22-2912

新保険証

健康保険被保険者証	交付日	見本
記号	番号	
氏名	性別	
生年月日	資格取得年月日	
事業所所在地	宮崎県延岡市旭町2丁目1-3	合 備 旭 之 保 化 印 組 成
事業所名称	旭化成株式会社	
保険者所在地	宮崎県延岡市旭町2丁目1-3	
保険者番号	06450019	
保険者名称	旭化成健康保険組合	TEL 0982-22-2912

変更内容:健康保険証表面の事業所所在地および事業所名の記載がなくなりました。

(裏面)

(裏面)

今回の保険証より裏面に
臓器提供意思表示欄を設けました。

改正臓器移植法の施行に伴う、健康
保険法施行規則等の一部の改正によ
り、保険証の裏面に臓器提供に関する
意思表示欄を設けることになりました。

「提供しない」も
記入できるんだね



※臓器提供意思表示欄の記入は任意です。
記入する場合は消えないボールペン等で記入してください。

※「臓器提供する」意思表示は、15歳以上の方が記入した場合有効となります。

※「臓器提供しない」意思表示には、年齢制限はありません。

※臓器移植に関する詳細については、
(社)日本臓器移植ネットワークのサイトをご覧ください。

<http://www.jotnw.or.jp/jotnw/license.html>

自分の意志を
表せるんだ



注 意 事 項

1. この証の交付を受けたときは、住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
2. 保険医療機関等で受診するときには、必ずこの証をその都度窓口へ渡してください。
3. 被保険者等の資格が無くなったときは、5日以内にこの証を事業主に返してください。

住所

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意志を表示することができます。
記入する場合は、該当する1から3のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後いずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば×を付けてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】〔特記欄〕

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____

被保険者証再交付の取り扱いについて

次のような場合には、すみやかに事業主を経由して当健保組合に届け出てください。
(任意継続被保険者の方は直接当健保組合へ届け出てください。)

	手続き	再交付料金
1. 毀損(きそん)紛失の場合	「再交付申請書」を健保へ提出 * 誓約書欄も記入してください。	500円/回
2. 住所変更(証裏面)の場合	修正の繰り返しで、修正不能になった場合や その他の理由で発行する場合は、 「再交付申請書」を健保へ提出 * 申請の理由は「その他」	再交付料は不要です

★「記載内容変更届け」 ★「健康保険被保険者証返却不能届」
★「再交付申請書」 の提出ルート

持株会社・事業会社の方 ご本人(被保険者)→(延岡)人財・労務部 給与サービスグループ→当健保

関係会社の方 ご本人(被保険者)→事業主(総務・勤労担当)→当健保



「記載内容変更届け」「健康保険被保険者証返却不能届」は下記当健保の
ホームページに掲載しています。

- 社内標準webのお知らせ
http://nasca.asahi-kasei.co.jp/grcom/kenpo/akgretc/xls_pdf/hokensyo.pdf
- 一般公開用ホームページのNEWS&お知らせ
<http://www.asahikasei-kenpo.or.jp/UploadedFiles/hokensyoPR.pdf>
- ◆ご不明な点がございましたら、旭化成健康保険組合事務局までご連絡ください。
業務グループ TEL(0982)22-2912 [フリーダイヤル] 0120-290-053

医療費負担が少しずつ伸びています!

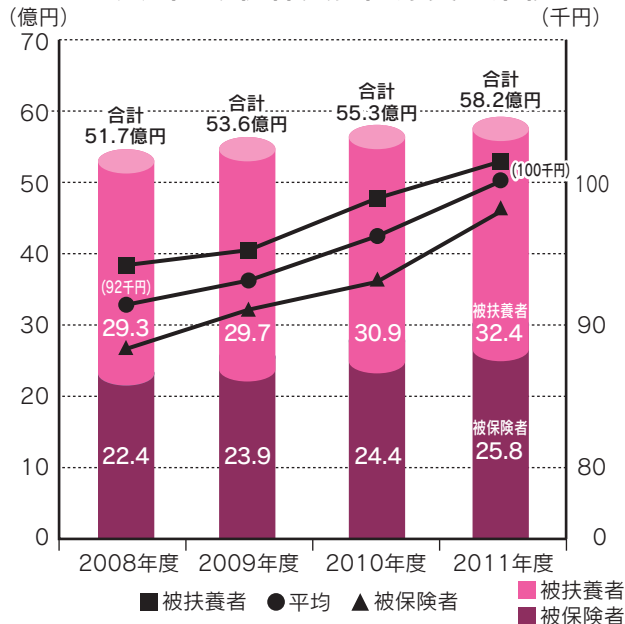
医療機関から送られてくる診療報酬明細書(レセプト)に基づいた旭化成健康保険組合「2011年度の医療統計」の概要をお知らせいたします。

(図1)から医療費は2011年度は58億2千万円と、3年間で約13%増えています。
1人当たりの医療費(平均)も2011年度は10万円と3年間で約9%増えています。

健康保険組合はこの医療費統計を一つの参考に皆さまの健康増進と医療費抑制に向けて取り組んでまいります。

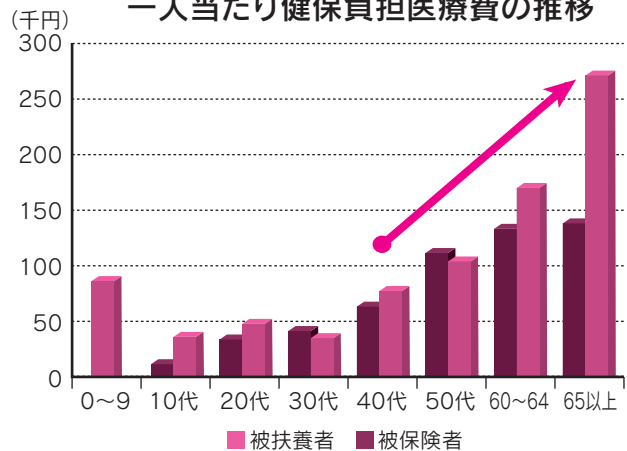


(図1) 健保負担医療費総額の推移、1人当たり健保負担医療費の推移



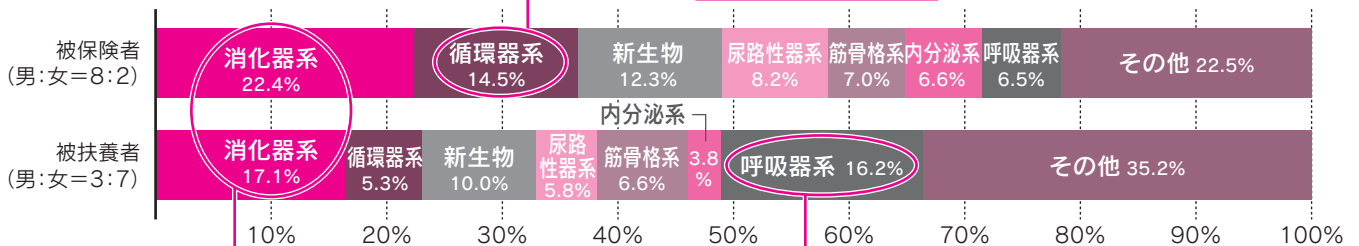
(図2) 年代別の一人当たりの医療費をみると、被保険者(従業員)は50代から急に増え、被扶養者(家族)は0~9歳の子どもが少し高め、40代から増えているのがわかります。

(図2) 2011年度の年代別一人当たり健保負担医療費の推移



被保険者(社員)と被扶養者(家族)は、どんな病気が多いのでしょうか!?

循環器系は高血圧疾患が多い。



消化器系の中には、歯の疾患も含まれる。毎年、歯の医療費は上位を占める。

風邪などの呼吸器系は子どもが多い。

- 消化器系: むし歯、胃腸、肝臓病など
- 循環器系: 高血圧、心疾患、脳出血など
- 新生物: がん、白血病など
- 泌尿器系: 腎炎、尿路結石、前立腺肥大など

- 筋骨格系: 関節病、腰痛症、頸腕症候群など
- 内分泌: 糖尿病、甲状腺障害、脂質異常症など
- 呼吸器系: かぜ、インフルエンザ、花粉症など
- その他: 皮膚疾患、眼・耳の疾患、精神、神経症、感染症など

■ 毎年上位にある「歯の疾患」「循環器系」「内分泌系」の疾患の多くは予防・改善が期待できる「生活習慣病」です。日頃の健康管理に努め、年に1回の定期健診を必ず受けましょう! もし発病したら、早めに受診して早期に治療しましょう。

■ 「新生物」の割合も多くなっています。がん検診を定期的に受けましょう!

※任意継続本人、健保扶養ご家族(配偶者及び40歳以上)には健診補助制度があります。(詳細はホームページをご覧ください)

私たちにできる医療費の節約(一人一人の意識が大事です。)

1. 必要な時以外は診療時間内に受診しましょう! 診療時間によっては初診料・再診料が大きく増えます! また、本人・健保の負担額も増えます。

日時	平日時間内	平日時間外	休日	深夜
	おおむね 8時~18時	おおむね6~8時、18~22時 (土曜日は正午~22時)	日曜、祝日、 年末年始など	22~翌6時
初診料 (加算額)	2,700円 (本人 810円 健保 1,890円)	3,550円 (+850円) (本人 1,065円 健保 2,485円)	5,200円 (+2,500円) (本人 1,560円 健保 3,640円)	7,500円 (+4,800円) (本人 2,250円 健保 5,250円)
再診料 (加算額)	690円 (本人 207円 健保 483円)	1,340円 (+650円) (本人 402円 健保 938円)	2,590円 (+1,900円) (本人 777円 健保 1,813円)	4,890円 (+4,200円) (本人 1,467円 健保 3,423円)

※上記の金額は歯科も同様です。また、6歳未満の乳児はさらに加算があります。ただし、上記の時間帯がその医療機関の通常の診療時間の場合は、加算はつきません。

2. 信頼できるかかりつけ医を決めておきましょう!
3. 治療を受ける際は医師の指示を守りましょう!
4. 毎年健診を受けましょう! 健診結果で受診を勧められた場合、早めに受診しましょう!
5. 生活習慣を見直ししっかり健康管理しましょう!

利用者急増中!!
無料 電話健康相談 実施中!
(24時間365日)

お気軽にご利用ください!
0120-822-728

携帯電話に登録して、いつでもご利用ください!



身体が不調、どこの病院に行けばいいの?
など、迷ったら、
身体と心の専門家に聞いてみよう!



公告

2013年度 任意継続被保険者の標準報酬月額の適用について

健康保険法第47条に基づく任意継続被保険者に適用する標準報酬月額は下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

1. 2012年9月末現在の全被保険者平均標準月額 419,676円
2. 任意継続被保険者適用標準報酬月額(上限) 410,000円
(参考)2012年度 410,000円
3. 適用期間 自:2013年4月 1日 至:2014年3月31日

議員交代について

議員の交代がありましたのでお知らせします。

(任期 2011年12月1日~2013年11月30日) 平成24年11月1日現在

選
定
議
員

理事長 田中英樹 人財・労務部 人事制度グループ
常務理事 吉岡宏記 健康保険組合
★理事 八丸峰親 健康保険組合
理事 佐藤彰洋 人財・労務部 人事グループ
★議員 平井宗男 環境安全部
★議員 内炭広志 旭化成ファーマ 経営統括総部 人事部
議員 押本知行 人財・労務部 給与サービスグループ
議員 河野昌弘 旭化成ケミカルズ 経営総括部 人事室
監事 山下泰之 経営管理部 延岡経理グループ

互
選
議
員

理事 尾形清彦 旭化成労働組合
理事 田之上辰己 旭化成労働組合
理事 小澤昌子 旭化成労働組合
★理事 寺前学 旭化成労働組合
議員 中岡訓武 旭化成労働組合
議員 佐藤伸明 旭化成労働組合
議員 村上康則 旭化成労働組合
議員 山根豊和 旭化成ホームズ(株) 人事
監事 後藤智明 旭化成労働組合

★2012年4月以降 新理事及び新議員

2012年度
インフルエンザ
予防接種補助申請
受付中

補助対象者

旭化成健康保険組合に加入する被保険者と被扶養者(含、任意継続)

補助対象接種期間

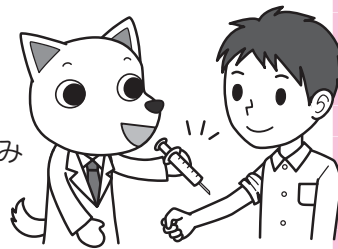
2012年4月1日~2013年2月28日までの間に接種したもの

補助金額

対象者一人につき2,000円(上限)まで ※期間内1回のみ

申請方法

- 1.接種代実費を支払い、接種者毎に領収書をお願いください。
- 2.インフルエンザ予防接種補助申請書と領収書(原本)を当健保宛送付ください。



補助申請書は当健保のホームページより取り出してください。

社内標準Web

<http://nasca.asahi-kasei.co.jp/grcom/kenpo/akgretc/sinsei.html>

一般公開用Web

http://www.asahikasei-kenpo.or.jp/member/05_sinsei/index.html



様式1:個人申請用

- ▶ 被保険者本人とその被扶養者(含、任意継続)

様式2:事業主申請用

- ▶ 部工場で一斉に予防接種を実施した場合に使用

様式3:事業主申請2

- ▶ 上記様式2の接種者明細として使用

領収証(書)貼り付け台紙

- ▶ 領収証(書)の原本は、この台紙に貼付してください。

送付先

〈社内紙メール〉

地区:延岡 宛名:旭化成健康保険組合事務局「インフルエンザ申請書」
在中と明記ください。

〈郵送の場合〉

〒882-0847 延岡市旭町2-1-3 旭化成健康保険組合「インフルエンザ申請書」在中

補助金の支払

- ・当健保の一般の被保険者(含、被扶養者)の方
原則として、申請書受付月の翌月に、ご本人(被保険者)の給与に振込みます。
- ・当健保の任意継続被保険者(含、任意継続被保険者とその被扶養者)の方
原則として、申請書受付月の翌月に、ご本人の口座に振り込みます。

その他

市区町村等の補助があるものは対象外です。

- ・インフルエンザ予防接種代金は確定申告(医療費控除)
の対象外ですので領収証(書)は必ず原本をご送付ください。

問合せ先

(担当) 米満 0982-22-2947(社内専用:892-2947)
木村 0982-22-2941(社内専用:892-2941)



米満



木村

補助申請
受付期間

※2013年2月末日までに事務局に届かない場合は、補助対象外です。
何らかの事情で2月末日に提出できない場合は必ず事前にご連絡ください。

2013年2月28日事務局到着分まで

申請はもうお済みですか!?